

DRS 利用規約

本 DRS 利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社エス・ワイ・エス(以下「SYS」といいます。)がクライアント(第 1 条に定義)に対し、SYS が提供する DRS のシステムの利用を許諾することに関する、SYS とクライアントの権利義務関係を定めることを目的とします。

第1条 定義

本規約において使用される以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「予約商品」とは、クライアントが提供する、宿泊、飲食その他の予約を伴うサービスを意味します。
2. 「本システム」とは、SYS が別途提供する予約システム又は SYS が提携する予約システムを利用する宿泊施設、飲食店舗その他の施設を営む事業者に対して、下記に定義する DRS 集客パートナーを通して、予約商品を販売できるようにする、「DRS」の名称のシステムを意味し、その内容及び機能は本規約に定めるほか、SYS が定めるところによるものとします。本システムの名称、内容、機能等は、SYS により変更されることがあるものとし、変更された場合には、変更後のものをもって本システムとします。
3. 「申込書」とは、本規約に基づく本システムの利用の申込みにかかる、SYS 所定の申込フォームを意味します。
4. 「申込内容」とは、申込書に対して SYS が審査の上で承諾した内容を意味し、申込書の記載と異なる内容で SYS が承諾した場合には、当該変更された内容を意味します。
5. 「クライアント」とは、申込書に基づきSYSに本システムの利用を申し込み、SYSから本システムの利用許諾を受ける者を意味します。
6. 「利用顧客」とは、本システムを利用して販売された予約商品を購入するクライアントの顧客を意味します。
7. 「利用期間」とは、申込内容記載の本システムの利用期間を意味します。
8. 「利用契約」とは、第 2 条に定める SYS とクライアントの間の本システムの利用に関する契約を意味します。
9. 「DRS 集客パートナー」とは、旅行代理店、宿泊サービスに関するポータルサイトの運営者など、予約商品の販売を行うサイトを運営する事業者であって、SYS との提携に基づきかかるサイトにおいて本システムを利用して予約商品を販売する者を意味します。なお、SYS が運営するサイトにおいて本システムを利用してクライアントの予約商品を販売する場合があります、この場合における DRS 集客パートナーは、DRS 集客パートナーの立場としての SYS を意味するものとします。
10. 「パートナーサイト」とは、DRS 集客パートナーが運営するサイトであって、本システムを利用してクライアントの予約商品を販売するサイトとして SYS が登録を認めたものを意味します。本契約締結当初のパートナーサイトは、申込内容「掲載要否」欄において選択されたものとし、その後登録ユーザーの申請に基づき SYS が変更を認めた場合、当該変更登録後におけるものをパートナーサイトとします。
11. 「対象施設」とは、予約商品にかかる予約の対象となる宿泊施設、飲食店舗その他の施設を意味します。
12. 「施設情報」とは、予約可能性、写真、商標、名称、商号、ロゴ、説明、その他の内容を含む予約商品及び対象施設に関するあらゆる情報(テキスト、画像、アニメーション、オーディオ、デジタルビデオコンテンツその他態様の如何を問いません。)であって、(a)クライアントによって提供されたもの、(b)クライアントによって表示、又はその他の方法でクライアントの Web サイト又は第三者若しくはソーシャルネットワークサイト等で利用可能とされたもの、及び(c)その他の方法でクライアントの認知又は承諾の上に、SYS 又は「DRS 集客パートナー」が入手したものを含みます。
13. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します

第2条 利用契約

申込書による申込及び承諾に基づき、SYS とクライアントとの間に、本規約の内容に従った本システムの利用に関する契約が成立するものとします。

第3条 利用開始準備

1. クライアントは、利用契約成立後 SYS が定める時まで、本システムの設定のために必要なものとして SYS が定める事項(施設に関する基本情報等)を、SYS が指定する様式の書面(以下「設定情報申告書」といいます。)により、SYS に申告するものとします。
2. SYS は、設定情報申告書の内容に基づいて、本システムについて基本設定を行うものとします。設定に要する期間の見込みについては、SYS より別途告知するものとします。SYS は、設定完了後その旨をクライアントに通知します。
3. クライアントは、前項による基本設定の結果をウェブサイトにおいて検査し、その結果を書面又は SYS が指定する方法で SYS に通知するものとします。クライアントから SYS に対して検査に合格した旨の通知が書面又は SYS が指定する方法でなされたときをもって、基本設定が完了したものとします。
4. クライアントは、前項の検査において不備を発見したときは、SYS に修正を求めることができます。この場合、SYS は合理的な期間内に修正を行った上、その旨をクライアントに通知します。この場合、クライアントは速やかに再検査を行い、その結果を書面又は SYS が指定する方法で SYS に対して通知するものとし、クライアントから SYS に対して当該再検査に合格した旨の通知が書面又は SYS が指定する方法でなされたときをもって、基本設定は完了したものとします。
5. 再検査において不備が発見された場合には、前項の定めが準用されるものとし、その後の検査についても同様とします。
6. 基本設定の完了により、本システムの利用が可能となるものとし、基本設定完了後の情報の入力(利用顧客に提示する販売条件その他の情報等の入力。以下「施設情報入力」といいます。)は、当事者間で別段の合意をした場合を除き、クライアントの責任で行うものとします。
7. 下記の場合には、基本設定が完了したものとみなします。この場合、クライアントによる本システムの利用の有無にかかわらず、本システムの利用が可能になったものとみなされ、基本設定完了以後に発生するものとされている対価についても、クライアントはその支払義務を免れないものとします。
 - (1) SYS が第2項又は第4項(第5項で準用される場合を含みます。)に基づいて設定又は修正の完了をクライアントに通知した後1週間以内(以下「検査期間」といいます。)に、クライアントが検査の可否を書面又は SYS が指定する方法で SYS に通知しないとき。
 - (2) クライアントが合理的な理由なく検査不合格の通知をなし、検査不合格の合理的な説明がなされないまま検査期間が満了したとき。
 - (3) クライアントが本システムを検査目的以外に使用したとき。
8. クライアントがオプションサービスとして施設情報入力を SYS に委託した場合、クライアントは当該作業に必要なものとして SYS が求める情報(施設情報、本システムと接続又は連動する周辺システムのログイン ID 情報を含みます。)を SYS に開示又は貸与するものとします。かかる場合、以下の定めを適用します。
 - (1) SYS は施設情報の入力の正確性等を保証しません。SYS からの作業完了の通知後、クライアントは自己の責任で入力情報の正確性等を確認の上で、本システムの利用を開始するものとし、情報の不正確性等によって生じた損害について SYS は一切責任を負いません。
 - (2) SYS は、クライアントから SYS に対する情報の開示又は貸与によって生じた損害等について、一切責任を負いません。クライアントは、情報の SYS に対する開示の可否(本項柱書に定める ID 情報の発行元の利用規約の確認等を含みます。)について、自己の責任で確認及び処理を行うものとします。

第4条 利用許諾

1. クライアントは、利用期間中、本規約の定めるところに従い、本システムをその通常の用法に従って利用することができます。
2. 利用許諾の対象となる本システムの機能及び利用範囲について、申込内容に特段の定めがある場合、その定めに従うものとします。なお、何らかの事情により本規約と申込内容の記載が矛盾する場合は、申込内容の記載を優先します
3. クライアントは、クライアント以外の第三者に本システムを利用させてはならないものとします。

第5条 本システムの利用

1. クライアントは、SYS 所定の方法で本システムに予約商品にかかる施設情報その他の情報を登録するものとします。クライアントは、登録した予約商品について本システムを利用して DRS 集客パートナーによる販売が行われることを、承諾するものとします。
2. クライアントは、申込内容において対象となる施設として特定された施設についてのみ、本システムを利用して予約商品を販売できるものとし、その他の施設について本システムを利用しようとする場合には、SYS の書面による承諾を得るものとします。
3. クライアントは、本システムを利用するにあたり、SYS が指定する条件に従い、クライアントが利用を希望する DRS 集客パートナーを選択できるものとします。

第6条 予約商品の決済方法

1. クライアントは、利用顧客による予約商品の対価である宿泊料金、キャンセル料、変更料及びその他の債務の支払について、以下の各号に定めるいずれかの方法を指定することができるものとします。
 - (1) 対象施設を利用する際に、利用顧客が対象施設にて直接クライアントに支払う。
 - (2) SYS が提携する決済代行会社が本システムを通して提供する、クレジットカードによるオンライン決済サービスを利用して支払う。
 - (3) 前二号のうち、利用顧客が選択するいずれかの方法により支払う。
2. 前項の定めにとらわらず、クライアントは、SYS との協議により定められた特定の予約商品における宿泊料金等の支払について、利用顧客に前項第 2 号のオンライン決済サービスの利用を義務付けることができるものとします。

第7条 対価等

1. クライアントは、別途定めがある場合に限り、初期費用及び月額料金を支払うものとします。
2. 本システムにおける予約商品の販売形態には以下の種類があり、予約商品の販売が行われるパートナーサイト(以下総称して「経由サイト」といいます。)がいずれであるかによって、いずれの種類が適用されるかが定まるものとします。
 - (1) CPA (Cost per Acquisition)
クライアントが設定した販売価格で予約商品が利用顧客に販売され、クライアントが利用顧客から予約商品の対価の支払を受ける権利を有します。
クライアントは、キャンセル分を除外し、実際の販売対価に一定の手数料率(経由サイトごとに別途SYSが定めるものとし、以下「CPA 手数料率」といいます。なお、申込内容に料率の記載があるパートナーサイトについての、本契約締結当初の CPA 手数料率は当該記載の料率とします。)を乗じた手数料(以下「CPA 手数料」といいます。)をSYSに支払う義務を負います。なお、SYSはクライアントへの事前の通知によって、CPA 手数料率を随時変更できるものとし、変更後の手数料率は、当該変更後に販売された予約商品に適用されます。
 - (2) CPB (Cost per Booking)
クライアントが設定した販売価格で予約商品が利用顧客に販売され、クライアントが利用顧客から予約商品の対価の支払を受ける権利を有します。
クライアントは、発生した予約の販売対価に一定の手数料率(経由サイトごとに別途SYSが定めるものとし、以下「CPB 手数料率」といいます。なお、申込内容に料率の記載があるパートナーサイトについての、本契約締結当初の CRB 手数料率は当該記載の料率とします。)を乗じた手数料(以下「CPB 手数料」といいます。)をSYSに支払う義務を負います。販売後のキャンセルはこの計算から除外しません。なお、SYSはクライアントへの事前の通知によって、CRB 手数料率を随時変更できるものとし、変更後の手数料率は、当該変更後に販売された予約商品に適用されます。
 - (3) 卸販売
DRS 集客パートナーが設定する販売価格で予約商品が利用顧客に販売され、DRS 集客パートナーは利用顧客から予約商品の対価の支払を受ける権利を有します。クライアントは、予約商品の登録に際して卸値となる価格(以下「卸値」といいます。)を設定するものとし、DRS 集客パート

ナーから卸値の支払を受ける権利を有しますが、当該金額の収納の代行を SYS に委託します。クライアントは、DRS 集客パートナーの卸値の支払債務が、SYS への当該金額の支払によって消滅することを、予め同意するものとします。

クライアントは、卸値に一定の手数料率(経由サイトごとに別途 SYS が定めるものとし、以下「卸販売手数料率」といいます。)を乗じた手数料(以下「卸販売手数料」といいます。)を SYS に支払う義務を負います。

3. CPA で販売された予約商品について、以下の定めに従うものとします。

(1) クライアントは、毎月末日締めで、キャンセル分を除外し、当月中になされた予約商品の利用(宿泊商品の場合における宿泊に相当する行為を意味し、宿泊の場合チェックアウト日を基準に集計する。)を集計して、翌月 5 営業日までに予約 ID、利用日、料金(ホテル手数料、消費税その他の税金を含みます。以下「利用料金」といいます。)、その他 SYS が指定する情報を、SYS が指定する方法で SYS に通知するものとします。

(2) クライアントは、前号で集計された利用料金にそれぞれ適用される CPA 手数料率を乗じて得られる額(消費税はこれに含まれるものとします。)を、前号の締日の属する月(以下本号において「締月」といいます。)の翌月末までになされる SYS の請求に基づき、CPA 手数料として締月の翌々月 10 日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)までに SYS に支払います。但し、SYS はその裁量により、上記よりも支払時期を早めない前提で、異なる請求及び支払の条件を随時設定(本システム利用開始後の変更を含みます。)することができるものとします。

4. CPB で販売された予約商品について、以下の定めに従うものとします。

(1) クライアントは、毎月末日締めで、当月中になされた予約を集計して翌月 5 営業日までに予約 ID、利用日、予約料金(ホテル手数料、消費税その他の税金を含みます。以下「予約料金」といいます。)、その他 SYS が指定する情報を、SYS が指定する方法で SYS に通知するものとします。

(2) クライアントは、前号で集計された予約料金にそれぞれ適用される CPB 手数料率を乗じて得られる額(消費税はこれに含まれるものとします。)を、前号の締日の属する月(以下本号において「締月」といいます。)の翌月末までになされる SYS の請求に基づき、CPB 手数料として締月の翌々月 10 日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)までに SYS に支払います。但し、SYS はその裁量により、上記よりも支払時期を早めない前提で、異なる請求及び支払の条件を随時設定(本システム利用開始後の変更を含みます。)することができるものとします。

5. 卸販売で販売された予約商品について、以下の定めに従うものとします。

(1) クライアントは、毎月末日締めで、当月中になされた予約商品の利用(宿泊商品の場合における宿泊に相当する行為を意味し、宿泊の場合チェックアウト日を基準に集計する。)を集計して、翌月 5 営業日までに SYS に通知するものとします。但し、集計及び通知の対象となる料金は、卸値とします。

(2) SYS は当月中に DRS 集客パートナーから卸値を受領した予約商品を集計し、当該予約商品の卸値(但し、第 1 号によりクライアントから通知された情報と照合し、予約商品の利用がなかったと認められる部分の金額を除きます。消費税相当額を含みます。)を、下記の金額を控除の上で、翌月末日までにクライアントに支払います。SYS はかかる控除をもって、下記の金額をクライアントから受領するものとします。

上記の卸値に、それぞれ適用される卸販売手数料率を乗じて得られる額(消費税はこれに含まれるものとします。)の卸販売手数料

6. 本条に基づく金額の支払は、支払を受ける当事者の指定する銀行口座への振込送金の方法によるものとし、銀行振込手数料その他支払に要する費用は支払を行う当事者の負担とします。SYS による第 3 項及び第 4 項に基づく CPA 手数料及び CPB 手数料の請求は、Web 画面における表示及び電子メールによる通知(又は SYS が指定するその他の方法)で行うものとします。なお、クライアントが当該請求について書面の郵送を希望する場合、SYS が指定する額の手数料を SYS に支払うことを要するものとします。

7. 前項に拘らず、SYS は、本条に基づく金額の請求及びその受領に関する業務を SYS 所定の決済サービス提供企業(以下「決済会社」といいます。)に委託することができ、この場合、クライアントは、クライア

ントの指定する金融機関の口座から決済会社の指定する金融機関の口座への預金口座振替等の方法により支払うものとします。この場合、第3項及び第4項の規定にかかわらず、SYS に対する CPA 手数料及び CPB 手数料の支払の時期は、SYS が別途指定する条件によるものとします。また、クライアントは、SYS 又は SYS が指定する者に対して、預金口座振替等にかかる SYS 所定の事務手数料を支払うものとします。なお、申込内容において決済会社の利用が明記されていない場合においても、クライアントに支払時期の早期化又は上記の事務手数料負担が生じない条件とする場合には、SYS はクライアントの本システムの利用開始後において決済会社への上記業務の委託を行うことができるものとします。

8. SYS もしくは決済会社は、本条に基づき支払期日が共通する相互の支払を差引処理した請求又は精算の内容を、Web 画面における閲覧又は SYS もしくは決済会社が指定するその他方法でクライアントに通知します。差引後の金額を請求又は支払うことをもって、本条の支払の処理とすることができます。なお、クライアントが当該請求又は精算の内容の通知について、書面の郵送による受領を希望する場合、SYS 又は決済会社が指定する額の手数料を SYS に支払うこととします。
9. SYS 又はクライアントが、本条の支払を遅延した場合には、年 14.6%の割合による損害遅延金を支払うものとします。
10. 利用期間が終了した場合でも、その終了の理由の如何を問わず、クライアントは既に支払義務の発生した金額の支払を免れず、SYS は既に受領した金額をクライアントに返還する義務を負わないものとします。

第8条 利用条件

1. (予約可能商品)
クライアント独自のチャンネル又は第三者チャンネルを通じて予約可能な予約商品(空室等)がある場合、クライアントは本システムでも当該予約商品を表示対象とし、予約可能とするものとします。
2. (料金及び予約可能性)
本システムを通じて提示する予約商品の料金、プラン、グレード(客室タイプ等)、予約可能性、設備、追加費用のルール、制限事項その他の条件については、クライアント独自のチャンネル又は第三者チャンネルを通じて提示する条件と同等又は利用顧客に有利な条件である必要があります。
3. (利用顧客の待遇)
本システムを通じて予約商品を予約した利用顧客の待遇は、いかなる場合もクライアント独自のチャンネル又は第三者チャンネルで予約した顧客の待遇を下回ることとはしないこととします。
4. (情報の読み込みと表示)
クライアントは SYS 及び DRS 集客パートナーに対して、施設の識別、販売促進、商品化、予約の獲得を目的として、施設情報を使用、再生、配布、表示、送信、改変その他利用する権限及びライセンスを無償にて許諾するものとします。またクライアントは、施設の識別、販売促進、商品化、予約の獲得を目的として画像を入手するために、妥当な範囲で施設情報に SYS が無償でアクセスできるようにすることに同意するものとします。クライアントは、すべての施設情報の所有者又は適法な権利保有者であること、また、施設情報、及びSYSとDRS集客パートナーによる施設情報の利用が現在も将来も、いかなる第三者の権利を侵害するものでないことを表明及び保証するものとします。SYS は、SYS が不正確又は不適切と判断した場合は、施設情報の当該情報を任意に削除又は編集する場合があります。
5. (キャンセル及び無断キャンセル)
クライアントは、本システムによる販売の対象とした予約商品に関するキャンセル及び無断キャンセルのポリシーを設定するものとします。クライアントは、かかるキャンセル及び無断キャンセルのポリシーについて、クライアント独自のチャンネル又は第三者の予約若しくは流通チャンネルと同等又は利用顧客に有利な条件とすることに同意するものとします。SYS は、クライアントのキャンセルポリシーに従い、いつでも本システムを通じて行われた予約をキャンセルする権限を留保します。クライアントが本システムを通じて行われた予約をキャンセルする権限はなく、利用顧客にキャンセルを促す権限もないものとします。SYS 又は利用顧客がキャンセルした予約は、SYS が任意に予約商品として本システムの販売対象

として再割当てすることができるものとします。クライアントが宿泊の予約商品について本システムにキャンセルポリシーを設定しなかった場合は、SYS 又は本システムを使用して予約した利用顧客は、すべての宿泊の予約商品(本システムにおける登録の設定において「料金プラン」で返金不可とした予約を除きます。)について、到着日の午後6時(施設の現地時間帯)まで、キャンセル手数料なしでキャンセルできるものとします。

6. (苦情)

クライアントは、予約商品及び対象施設に関連する利用顧客の苦情については、すみやかに適切な対応を取ることに同意するものとします。利用顧客がクライアントの施設又はサービスに不満があることを理由として、予約の全部又は一部をキャンセルした場合、SYS は利用顧客が当該予約について支払った金額であって、SYS が本契約に基づき受領している額の全部又は一部を、当該利用顧客に返金することがあります。その場合、クライアントは書面による補償請求書の受領から30日以内に、SYS に対して補償を行うものとします。

7. (その他)

SYS は、本システムを通じて処理を行った各予約をクライアントに通知します。クライアントは、SYS からの通知に関して修正点がある場合、SYS からクライアントへの当該通知が到着してから48時間以内に、受領確認及び修正事項を明記のうえ、SYS に送信して協議するものとします。当該時間内にクライアントから通知がない場合、クライアントは通知内容を承諾したものとみなします。

第9条 本システム利用上の遵守事項

クライアントは、本システムの使用にあたり、以下の各号に該当する行為を自ら行わず、利用顧客に行わせないようにするものとします。

1. SYS 又は利用顧客、DRS 集客パートナー及び他のクライアントを含む第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
2. SYS が本システムにおいて必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが利用顧客、DRS 集客パートナー及び他のクライアントを含む第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を送信する行為
3. 犯罪行為に関連する行為
4. 法令に違反する行為
5. 公序良俗に反する行為
6. コンピューター・ウイルスを含む電子メールなど有害なコンピューター・プログラム等を送信する行為
7. SYS が定める一定のデータ容量以上のデータを、本システムを利用して送受信し、又は本システムに関する SYS 保有のサーバー上に置く行為
8. その他、SYS が不適切と判断する行為

第10条 情報の削除等

1. SYS は、本システムにおけるクライアント又は利用顧客若しくは DRS 集客パートナーによる情報の送受信等の行為が前条各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると SYS が判断した場合には、事前に通知することなく、SYS の裁量に基づき、当該情報の全部又は一部の削除、本システムの利用停止等の措置をとることができます。
2. SYS は前項に基づく SYS の行為によりクライアント又は利用顧客若しくは DRS 集客パートナーが被った損害について一切の責任を負わないものとします。また、利用停止等に伴う料金の減額はなされないものとします。

第11条 本システムの停止等

1. SYS は、以下のいずれかに該当する場合には、クライアントに事前に通知することなく、本システムの利用の全部又は一部を必要な期間停止することができるものとします。
 - (1) 本システムに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) 本システムに係るコンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本システムの運営ができなくなった場合

(4) その他、SYS が停止又は中断を必要と判断した場合

2. SYS は、前項に基づきSYSが行った措置に基づきクライアント又は利用顧客に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。但し、第3項に従い料金を減額する場合があります。
3. 第1項各号の事由に基づき、本システムの全部の利用が停止された場合において、当該利用停止時間がSYSが当該全部利用停止を覚知したときから24時間以上に及んだ場合には、停止時間24時間ごとに当月分の本システムの利用の対価(但し、固定の月額対価の部分に限り、固定の月額対価がない場合は0とします。)の30分の1に相当する金額(1円未満の端数は切り捨て)を減額するものとし、SYS所定の条件で精算します。
4. SYSは、1ヶ月前までに通知することにより、本システムの提供を終了することができるものとし、当該終了に伴い利用契約は終了するものとします。SYSは、かかる終了によりクライアント又は利用顧客に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条 クライアントの通知義務

クライアントは、その名称、住所その他SYSに対する届出事項に変更があった場合は、速やかにSYS所定の方法でSYSに対し通知しなければなりません。

第13条 責任の制限

1. SYSは、本システムに関して、予約商品の販売等の成果、クライアントの収益の向上、特定目的への適合性を含め、いかなる保証も行わないものとします。
2. クライアントは、施設情報の正確性、最新性等について全責任を負うものとし、施設情報の不備等により生じた一切の損害(利用顧客とのトラブルによるものを含み、これに限定されない。)について、SYSは一切責任を負わないものとします。
3. SYSは、DRS集客パートナーによる販売活動及びパートナーサイトの内容に関して、何らの責任を負わないものとし、パートナーサイトの停止、中断、終了、その他DRS集客パートナー又はパートナーサイトに起因して生じた問題について、一切責任を負わないものとします。
4. クライアントは、本システムを利用することが、クライアントに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、SYSは、クライアントによる本システムの利用が、クライアントに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
5. クライアントは、本システムの利用に必要なクライアントのシステム等(本システムの機能を利用するクライアントのウェブサイトを含み、これに限定されない。)を自己の責任で設置及び管理するものとし、かかるシステム等の不備等により生じた本システムの利用不能等の障害について、SYSは一切責任を負いません。
6. クライアントがSYSから直接又は間接に本システムに関する情報を得た場合であっても、SYSはクライアントに対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものとします。

第14条 紛争処理

クライアントによる本システムの利用に関して、クライアント、利用顧客及びDRS集客パートナーのいずれかの当事者間でトラブル等が生じた場合、SYSの責に帰すべき場合を除き、クライアントが自己の責任と負担で当該トラブル等を解決するものとし、かかるトラブル等によりSYSが利用顧客、DRS集客パートナー又はその他の第三者に対して損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、クライアントはその金額をSYSに対して賠償するものとします。

第15条 個人情報等

1. クライアントは、本システムにおいて処理される利用顧客の個人情報について、クライアント自身が取得する個人情報として、利用顧客からの取得、管理等に関する責任を負うものとします。
2. SYSは、本システムの提供に必要な範囲におけるクライアントからの個人情報の取扱の受託者として、クライアントによる前項の責任の履行に支障が生じないよう、本システムの提供の過程で取得した利用顧客の個人情報を適切に取り扱うものとします。

3. SYS は、クライアントによる本システムの利用により SYS が得た情報を、ホテル運営に関する市場動向、経営計数等の統計的又は分析的なデータに加工した上で、SYS 自身又は第三者との業務に利用(第三者への提供を含む。)することができる。但し、クライアント及びクライアントのグループ会社が運営する宿泊施設のデータであることを明示的に示す場合は、クライアントの事前の承諾を得るものとする。

第16条 知的財産権

1. 本システムに関する知的財産権は全て SYS 又は SYS にライセンスを許諾した者に帰属するものとし、す。
2. 利用契約に基づく SYS のクライアントに対する本システムの利用許諾は、本システムについての知的財産権の移転又は使用許諾を意味するものではありません。
3. クライアントは、本システムの複製、改変その他 SYS の知的財産権を侵害する行為をしてはなりません。

第17条 有効期間

利用契約は、利用契約の成立日に効力を発し、利用期間の満了日まで有効に存続します。但し、期間満了の2ヶ月前までに SYS 及びクライアントのいずれからも更新しない旨の通知がなされない場合には、その満了と同時に同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第18条 解除等

1. 利用契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 本規約その他利用契約の条件に違反し、その是正を求める通知を受領後15日以内に当該違反の是正をしない場合
 - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え又は競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散したとき(合併による場合を除きます。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含みます。)を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (8) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (9) 取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)であること、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき
2. SYS は、クライアントに次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せずクライアントに書面で通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。また、クライアントは、これらの事由に該当したことによって SYS に生じた損害を賠償する責任を負うものとし、す。
 - (1) クライアントが利用契約の申込に際して、その他利用契約に関連して SYS に提出した、対象施設の営業許可証その他の証明書類に虚偽、改竄等があり、又は最新かつ正確なものでなかった場合
 - (2) 対象施設の適法な運営に必要な許認可、届出等の効力が喪失又は中断した場合
 - (3) クライアント又は対象施設に適用される法令に違反した場合
 - (4) 前各号に該当するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合
3. クライアントに第1項又は第2項に掲げる事由の一つが発生した場合、クライアントの SYS に対する債務は当然に期限の利益を失い、クライアントは全ての債務を SYS に弁済しなければなりません。
4. クライアント及び SYS は、相手方に対し2ヶ月前までに書面で通知することによって、いつでも利用契

約を将来に向かって解除できるものとします。

5. SYSは、前各項に基づくSYSによる利用契約の解除によってクライアントに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第19条 損害賠償

本規約において別段の定めがある場合を除き、利用契約の当事者は、利用契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償責任を負うものとします。但し、SYSの賠償責任は、損害賠償の事由が発生した時点から過去に遡って6カ月の期間にクライアントからCPA手数料、CPB手数料、卸販売手数料又は月額料金として現実に受領した額の総額を上限とします。

第20条 不可抗力

利用契約のいずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されません)により利用契約上の義務(支払期限にある金銭債務は除きます)の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとします。

第21条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外します。
2. 利用契約の当事者は、秘密情報を利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 第2項の規定に拘わらず、利用契約の当事者は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 利用契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱うものとします。
5. 利用契約の当事者は、利用契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄するものとします。

第22条 通知

1. 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用契約に基づく又はこれに関連するSYSからクライアントへの通知は、本システム管理画面への表示、クライアントが登録したアドレスへのE-mailの送信、又はその他SYSが適当と認める方法にて行うものとします。
2. 前項に基づく通知が、クライアントの所在不明等相手方の責に帰すべき事由により、到達しなかった場合には、その発送の日から2週間を経過した日に、当該通知が到達したものとみなします。
3. 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用契約に基づく又はこれに関連するクライアントからSYSへの通知は、SYSが指定する方法にて行うものとします。

第23条 契約の変更

1. SYSは、15日前までにクライアントにSYS所定の方法で通知することにより、利用契約(本規約及び本システムの利用の対価その他の事項を含みます。以下本条において同じ。)の内容を変更できるもの

とします。当該通知後 SYS が定める期間内にクライアントが何らの異議も述べない場合、又は当該通知後にクライアントが本システムの利用を継続した場合には、クライアントは利用契約の変更に同意したものとみなします。

2. 前項の変更により、本システムの利用の対価が変更される場合には、変更以後の本システムの利用について、変更後の対価が適用されるものとします。

第24条 譲渡禁止

クライアントは、SYS の書面による事前の同意なくして、利用契約の契約上の地位又は利用契約に関して発生する権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。

第25条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する利用契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。

第26条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、利用契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第27条 存続規定

第3条第8項、第7条、第10条第2項、第11条第2項から第4項まで(第3項は未精算がある場合)、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条第3項及び第5項、第19条から第21条まで、第24条から第28条まで、第30条第1号、並びに第31条の規定は、利用契約終了後も有効に存続します。但し、第21条については、利用契約終了後3年間に限り存続するものとします。

第28条 準拠法及び合意管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 協議

本規約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、利用契約の当事者間で誠意をもって協議解決を図るものとします。

第30条 スマ宿サービス移行に関する事項

クライアントが、本システム利用の申込前に株式会社エイチ・アイ・エス(以下「HIS」といいます。)が提供していた「スマ宿」サービス(以下「スマ宿サービス」といいます。)の契約者である場合、クライアントは以下の各事項に同意するものとします。

- (1) SYS は、スマ宿サービスに登録されていたクライアントの情報を本システムの基本設定のために利用することができるものとします。スマ宿サービスに登録されていた情報の不備等によって生じた損害について、SYS は一切責任を負わないものとします。
- (2) クライアントが、スマ宿サービスにおける HIS に対する料金支払に関して、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)の「JCB 集金代行サービス」(以下「JCB 集金代行サービス」といいます。)を利用していた場合において、クライアントの SYS に対する CPA 手数料及び CPB 手数料の支払(以下「本手数料支払」といいます。)に JCB 集金代行サービスを利用する場合、JCB 集金代行サービスにおけるクライアントの契約条件(付帯する利用規約等の条件を含みます。)を、本手数料支払に適用するものとして適切に読み替えた上で、本手数料支払に適用するものとします。但し、JCB 又は SYS から別段の指

定があった場合は、その条件に従うものとします。本手数料支払に JCB 集金代行サービスを利用する場合、SYS から別段の指定がある場合を除き、本手数料支払については、第 7 条第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号に定める締月の翌月末日までになされる JCB の請求に従い、請求日が属する月の翌月 10 日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)を振替日として、クライアントの指定する金融機関の口座から JCB の指定する金融機関の口座への預金口座振替等の方法により支払うものとします。

- (3) クライアントが、スマ宿サービスにおける HIS に対する料金支払に関して、JCB の「JCB 企業間決済代行サービス」(以下「JCB 企業間決済代行サービス」といいます。)を利用していただいていた場合において、本手数料支払に JCB 企業間決済代行サービスを利用する場合、本手数料支払について、HIS が JCB 企業間決済代行サービスを通じて SYS のためにこれを回収代行するものとします。但し、SYS から別段の指定があった場合は、その条件に従うものとします。本手数料支払に JCB 企業間決済代行サービスを利用する場合、SYS から別段の指定がある場合を除き、本手数料支払については、第 7 条第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号に定める締月の翌月末日までになされる JCB の請求に従い、請求日が属する月の翌月 10 日(金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)を振替日として、クライアントの指定する金融機関の口座から JCB の指定する金融機関の口座への預金口座振替等の方法により支払うものとします。
- (4) クライアントが、スマ宿サービスにおける施設利用料の回収に関して、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社(以下「SBPS」といいます。)のクレジットカード決済に関するオンライン決済サービスを利用していた場合において、クライアントが本規約第 6 条第 1 項第 2 号に定めるクレジットカードによるオンライン決済サービス(以下「本カード決済サービス」といいます。)に当該 SBPS のサービスを利用する場合、当該 SBPS のサービスにおけるクライアントの契約条件(「サービス加盟店契約(スマ宿)」等の付帯する利用規約等の条件を含みます。)を、本カード決済サービスに適用するものとして適切に読み替えた上で、本カード決済サービスに適用するものとします。但し、SBPS 又は SYS から別段の指定があった場合は、その条件に従うものとします。

第 31 条 Open Web サービス移行に関する事項

SYS は、クライアントが、本システム利用の申込前に日本旅館協会が提供していた「Open Web」サービス(以下「Open Web サービス」といいます。)の契約者である場合、Open Web サービスに登録されていたクライアントの情報を本システムの基本設定のために利用することができるものとします。Open Web サービスに登録されていた情報の不備等によって生じた損害について、SYS は一切責任を負わないものとします。

以上

(2018 年 2 月 16 日改訂)